

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株式会社T-Flap

目次

告 示

- 告示第93号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…2
- 告示第104号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第105号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

農 業 委 員 会

- 公告第8号 農業委員会定例総会の招集……………2

告 示

宇治市告示第93号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となつています。

自動車等の所有者は、令和6年9月4日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第11条第1項の規定により市において撤去します。

令和6年8月21日

宇治市長 松村 淳子

車種	塗色	自動車登録番号等 (車台番号)	放置場所
SYM DD50	黒色	宇治市る7879 (RFGHP05UO BS703663)	小倉町南堀池64番地の26地先(市管理道路)

(揭示済)

宇治市告示第104号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年9月6日から14日間

令和6年9月6日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
宮北開線	開町27番地の9 羽拍子町76番地の18(右)	前	5.0 ~8.6	17.4	
		後	5.0 ~9.0		
羽拍子町22号線	羽拍子町76番地の18 羽拍子町76番地の18	前	5.0 ~8.0	2.6	
		後	5.0 ~9.3		
伊勢田町76号線	伊勢田町北山7番地の30 伊勢田町北山7番地の32	前	5.7 ~8.0	27.0	
		後	6.0 ~9.4		
伊勢田町15号線	伊勢田町若林25番地の18 伊勢田町北山2番地の1(右)	前	3.8 ~4.0	17.6	
		後	4.0		
	伊勢田町若林25番地の18 伊勢田町北山2番地の1(右)			17.6	

大久保町98号線	大久保町山ノ内20番地の3 大久保町山ノ内34番地の4	前	4.8 ~6.0	30.0
	大久保町山ノ内20番地の3 大久保町山ノ内34番地の4	後	6.0 ~7.3	

宇治市告示第105号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年9月6日から14日間

令和6年9月6日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宮北開線	開町27番地の9 羽拍子町76番地の18(右)	令和6年9月6日
羽拍子町22号線	羽拍子町76番地の18 羽拍子町76番地の18	令和6年9月6日
伊勢田町76号線	伊勢田町北山7番地の30 伊勢田町北山7番地の32	令和6年9月6日
伊勢田町15号線	伊勢田町若林25番地の18 伊勢田町北山2番地の1(右)	令和6年9月6日
大久保町98号線	大久保町山ノ内20番地の3 大久保町山ノ内34番地の4	令和6年9月6日

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第15回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和6年8月23日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和6年9月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - 4 専決事項の報告
 - 5 その他

(揭示済)